

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、令和元年人事院公示第1号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和3年9月1日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよ
うに改める。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則1—72（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則1—72（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則1—72（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第1項又は第11条の規定に基	一 人事院規則1—72（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第1項又は第11条の規定

づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
二・三 (略)	二・三 (略)
3 (略)	3 (略)

2 この決定による改正は、令和3年9月1日から効力を発生する。